

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく立入検査要領

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「法」という。）第29条の規定による電気工事業を営む事業者に対する立入検査の方法を次のとおり定める。

1. 立入検査の目的

本要領で定める立入検査は、電気工事業を営む事業者に対し、事業の適正な運用を行わせることにより事故や災害の発生を防止し、もって公共の安全に資することを目的とする。

2. 立入検査の対象となる者

(1) 定期立入検査

奈良県知事より法第3条の登録を受けた者及び第34条第4項の届出をした者を対象に行う。

(2) 臨時立入検査

前項に関わらず、次に掲げる事由があった場合に行う。

- ア 定期立入検査又は臨時立入検査において、法令違反を発見し指導をおこなったものについて、その後の状況を確認するために行う場合
- イ 電気工事に起因する事故が発生した場合
- ウ その他特に必要があると認める場合

3. 立入検査の実施

(1) 立入検査の日時

立入検査は、検査を実施する県職員（以下「検査員」という。）が通常勤務する日及び時間に行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合においては、この限りでない。

(2) 検査日の通知

立入検査の実施にあたっては、被検査事業者に対し、立入検査実施予定日までに実施日時を通知する。

なお、被検査事業者へ検査日の通知を行った後、検査日等の変更について要請があった場合は、双方の協議により検査日等を決定する。

(3) 立入検査の実施体制

- ア 立入検査は、原則として一営業所につき2名以上の検査員で実施する。
- イ 検査員は所定の立入検査証を持参し、被検査事業者から提示を求められた場合はこれを提示する。

5. 立入検査の内容

立入検査は、電気工事業者立入検査事項（別記）に従って実施するとともに、帳簿等によりその内容の整合性に注意しながら確認する。ただし、検査時間等の制約で立入検査調査票に掲げる全ての事項について検査できない場合は、適宜必要な事項について重点的に検査する。

6. 検査実施上の注意事項

- (1) 検査開始の際に「本検査は、法第29条の規定に基づき行われる立入検査であること」を被検査事業者の説明すること。
- (2) 本検査を拒み、又は質問に関して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者には、罰則規定が適用されることを必要に応じ教示すること。（法第40条第4号及び第5号）
- (3) 検査を実施する際には、前条の事項のほか、事業に関連する法の内容、各種保安情報等について説明を行い、被検査事業者の保安意識の向上に努めること。
- (4) 検査結果において、改善を要する事項がある場合には、その場において法令違反の内容を指摘し、改善方法を具体的に指示すること。

7. 立入検査の結果報告及び改善指導

- (1) 検査員は、検査を終了したとき、立入検査復命書を作成して担当課長に報告する。なお、上記復命書には、検査において指摘した事項、改善事項等の内容を記入する。
- (2) 検査結果において、改善を要する事項があった場合には、検査後速やかに書面により被検査事業者へ指導を行う。
- (3) 前項の規定に基づき改善を指導した場合は、被検査事業者に対して改善報告書の提出を求め改善を促す。
- (4) 改善結果については、被検査事業者から改善状況を記した報告書及び関係資料を徴収するほか、必要に応じて再度立入検査を行うことにより、改善状況を確認する。

附 則

本実施要領は、令和7年3月3日から施行する。

電気工事業者立入検査事項

法適用条項	検査事項
第3条 第34条	電気工事業の登録又は届出があるか
第19条 第1項	主任電気工事士の設置状況が適切か
第20条	主任電気工事士は職務を履行しているか
第21条	電気工事士以外の者に作業従事させていないか
第22条	電気工事業者以外の者へ工事を請け負わせていないか
第23条	電気用品安全法による表示が付されていない電気用品を使用していないか
第24条	器具を備えているか
第25条	標識を掲示しているか
第26条	帳簿を備え付けているか